

注意喚起文書

俺の MT4(店頭外国為替証拠金取引)に係るご注意

FOREX EXCHANGE 株式会社

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできません取引です。^(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合がありますお客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、カスタマーサポート(0120-555-729)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合。
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいたいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合。
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に関わる為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合。

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことと、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭デリバティブ取引説明書

俺の MT4

(金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約前交付書面)

ご契約締結前の「**重要事項説明書**」
リスク開示告知説明書

FOREX EXCHANGE 株式会社

forex-exchange.co.jp

金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第 293 号

店頭デリバティブ取引（以下、本取引という。）をされるにあたっては、本店頭デリバティブ取引説明書（以下、本説明書といふ。）の内容を十分に読んでご理解の上、お申込み下さい。

本取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。本取引は、多額の利益が得られることがある反面、お客様が当社に預託した証拠金の額を上回る多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合、又は、継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行なうことが肝要です。

目 次

店頭デリバティブ取引に係わる勧誘方針	1
店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について	2
店頭デリバティブ取引のリスクについて	4
俺のMT4（店頭外国為替証拠金取引）の仕組みについて	7
1 口座開設について	7
2 取引の概要	7
3 取引の方法	8
4 証拠金について	12
5 決済に伴う金銭の授受	14
6 益金に係る税金	14
7 証拠金等の区分管理	15
8 取引手数料が発生するグループについて	15
店頭デリバティブ取引の手続きについて	16
店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為	18
当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	20
店頭デリバティブ取引に関する主要な用語	21

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引の仕組みやリスク等について説明します。

店頭デリバティブ取引に係わる勧誘方針

当社は、金融商品取引法及びその他関係法令・諸規則、適合性の原則等を遵守し、次の方針に則り、お客様に適正な勧誘を行って参ります。

1. 当社は、お客様の信頼確保を第一義とし、お客様の金融商品に関する知識や経験の有無、資産の状況、投資目的等を総合的に勘案して、適切な勧誘に努めます。
2. 当社は、金融商品取引に係わる重要事項を正しくご理解頂くために、お取引の内容・仕組み・リスク等の説明を十分に行う事に努めます。
3. 当社は、お客様ご自身に適切な判断をして頂くために、正確な情報を提供し、誤解を招くことのないよう努めます。
4. 当社は、お客様からお取引について勧誘の要請がない限り、社員が訪問または電話をかけての勧誘は行いません。
5. 当社は、お客様のご迷惑となるような時間帯での勧誘、あるいは執拗な勧誘は行いません。
6. 当社は、勧誘の段階で適合性に問題があると判断された場合には、勧誘を速やかに打ち切ります。
7. 当社は、お客様の信頼と期待にお応えできるよう、役職員は常に知識の習得と自己研鑽に努めます。また、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
8. お客様からのお問合わせには、迅速かつ適切な対応に努めます。

お客様からのご意見・ご要望は、カスタマーサポートにて承ります。

カスタマーサポート電話番号：0120-555-729

店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について

本取引は、その取引の仕組みやリスクが、取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭デリバティブ取引約款【俺のMT4】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。

- 1 店頭デリバティブ取引は、取引対象である通貨の価格の変動により大きな損失が生ずる可能性があります。また、俺のMT4では、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じる可能性もあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。
- 2 本取引においては提示する売値（BID）と買値（ASK）の価格差（スプレッド）が、相場状況の急変等により、広くなり、意図した取引が出来ない可能性があります。
- 3 当社が提供する本取引は、インターネットを利用した取引である性質上、インターネット障害、システム障害または異常レートの配信に伴い、取引不能、約定の取り消しまたは注文価格から乖離した価格での約定や約定不成立となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。
- 4 当社取引システムまたは金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消等が行えない可能性があります。
- 5 取引手数料及び口座管理料は原則無料ですが、取引手数料が発生するグループの口座または助言用口座を選択した場合は、別に定める取引手数料または助言報酬がかかります。
- 6 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。一方で、本取引においては、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー注文に関しては、カバー取引における約定処理速度、スプレッド、手数料、安定性等を考慮し当社の判断でカバー先を選択致します。

・ Advanced Markets (UK) Limited	金融商品取引業：英金融行為規制機構
・ Stratos Markets Limited	金融商品取引業：英金融行為規制機構
・ MTG Liquidity Ltd	金融商品取引業：キプロス証券取引委員会
・ フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第127号
・ 岡安商事株式会社	金融商品取引業者：近畿財務局長（金商）第304号

※ 上記カバー取引先はお客様が行う本取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から生じうる損失、その他お客様の取引の内容、若しくは決済または精算、あるいは当社のお客様の債務について、何ら責任を負うものではありません。

※ 相場状況やカバー先及び当社の信用状況等により、カバー取引及びレート配信を行なうことが出来ない場合が発生する可能性があります。その間の相場変動によっては、お客様が預け入れた証拠金の額を上回る損失を被る可能性があります。また、カバー取引が行えない場合において、当社の為替変動リスクをカバー出来ず、当社の財政状態に影響を及ぼすような場合、お客様とのお取引を継続出来ない可能性があります。

- 7 お客様から受注した注文は原則即時にシステムによりカバー取引を行います。著しく流動性が低下する等、相場の状況や、カバー取引先の状況等、当社が必要と判断する場合には、当社の判断でマリー取引となる場合もございます。マリー取引による相殺出来なかった為替変動リスクについて、当社の判断でカバー取引を実施致します。
- 8 お客様から預託を受けた証拠金等は、法令等の定めに則って楽天信託株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社の信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産はお客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる建玉評価損益及びスワップ評価損益の合計額となります。
- 9 本取引について、お客様が注文執行後に当該注文にかかる契約を解除すること（クーリングオフの適用）は出来ません。

店頭デリバティブ取引のリスクについて

本取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って下さい。なお、下記のリスクは、本取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

1 為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常に為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります。為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、相場の急変時には、ロスカット取引や反対売買による決済の取引が成立し難い状況が発生する、あるいは為替レートがお客様にとって大きく不利な水準に変化することにより、その損失がお客様の当社に預託した金額以上となる可能性があります。

2 流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を持っています。しかし、主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。

3 金利変動リスク

本取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換も行われることから金利差の調整分としてスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等の様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々の金利水準によってスワップポイントの受け取りまたは支払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転する可能性もあります。また、これに伴い追加の資金が必要となることや、ロスカット値が近くなる可能性もあります。

4 レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的小額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな為替レートの変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

5 信用リスク

当社の提供する本取引はお客様と当社との相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、本取引では、当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

6 スリッページリスク

外国為替レートの変動により注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が未約定となる可能性があります。

7 ロスカットに関するリスク

本取引は、有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった時点で、お客様の保有する全建玉を強制的に決済します。原則として有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった時にお客様に配信している価格で執行致しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合、約定処理に時間を要する場合があり、かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、カバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用致します。そのため、本来執行すべきレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のないレートで約定する場合があります。また、有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合など、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要し、実際にロスカットが行われた場合には、お客様の意図しない損失が発生する可能性があり、またその場合、お客様が預け入れた証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

8 電子（オンライン）取引に関するリスク

電子（オンライン）取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社もしくはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引が出来ない、或いは注文が遅延や拒絶される可能性があります。更に、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盜聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用する事でお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

9 税制及び制度変更のリスク

将来、店頭デリバティブ取引に係る税制および関連法規の変更等により、お客様が従来行っている取引条件よりも不利な条件でのお取引となる可能性があります。

10 その他注意点

- (1) システム売買をご利用の際は、万一当社のシステム障害が発生した場合でも注文プログラムの執行などに関して責任を負いかねますことを予めご了承下さい。又、お客様自らプログラミングを行った、あるいはプログラミングを行っていない自動売買ソフトを利用するにあたり、それらで発生する不測の障害やリスクが生じる可能性があります。それらで生じた一切の損害について、当社が責任を負わないことを予めご了承下さい。
- (2) 店頭デリバティブ取引等各種取引や市場における取引参加者等で構成されている自主規制団体が定めた倫理・行動規範等では、電子取引の特性または制御不可能な事象（実際の市場と乖離した提示価格の出現等）を悪用した取引で不当な利益を得る操作又は取引を行うことを禁じております。当社としてはお客様に対してもこの倫理・行動規範の遵守をお願い申し上げます。
- (3) 上記に関連して、当カバー先金融機関より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（バッドティックまたはバグデータ）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立は、価格訂正または約定が取り消される場合がございます。この場合、当該約定の価格変更または約定取り消しによるお客様の損失または機会利益の逸失が生じる可能性があります。

※ 上記に記載したリスクは、店頭デリバティブ取引に伴う一般的なリスクであり、お取引で生じるすべてのリスクを網羅したものではありません。

俺のMT4（店頭外国為替証拠金取引）の仕組みについて

当社による本取引は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

当社が提供する「俺のMT4」は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に差し入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引）であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の買いもしくは売りによる差金の授受によって決済する取引です。また、本取引には売買損益の他にスワップポイントによる損益も発生する場合があります。

1 口座開設について

当社は、社内規定でお客様の口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申し込みの際にご記入頂いたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を鑑み、適合性の原則に則って口座開設に関する社内審査を行います。但し、口座開設の可否に付きましては、必ずしもお客様のご意向に添えない場合がありますのでご了承下さい。なお、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等は当社では一切開示する事が出来かねますので予めご了承下さいようお願い申し上げます。

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受け付けております。

2 取引の概要

当社が取り扱う店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引の概要は以下のとおりです。

商 品 名	俺のMT4								
取 引 単 位	1千通貨								
取 扱 通 貨 (25 通 貨)	USD/JPY	EUR/JPY	GBP/JPY	AUD/JPY	NZD/JPY				
	CAD/JPY	CHF/JPY	EUR/USD	EUR/AUD	EUR/CAD				
	EUR/CHF	EUR/GBP	EUR/NZD	GBP/USD	GBP/AUD				
	GBP/CAD	GBP/CHF	GBP/NZD	AUD/USD	AUD/NZD				
	AUD/CAD	NZD/USD	NZD/CAD	USD/CAD	USD/CHF				
	* AUD:豪ドル、CAD:カナダドル、CHF:スイスフラン、EUR:ユーロ、GBP:英国ポンド、NZD:ニュージーランドドル、USD:米国ドル								
	ス プ レ ッ ド	変動型							
取 引 手 数 料	原則無料。								
お よ び 助 言 報 酬	取引手数料が発生するグループまたは助言用口座を選択した場合、新規建玉1千通貨あたり1円～20円（1円刻み）の取引手数料または助言報酬がかかります。								
口 座 管 理 料	原則無料（店頭デリバティブ取引の手続きについて、(11)取引手数料・助言報酬・口座管理料、参照）								
証 拠 金 率	個人	全通貨	新規取引金額の4%以上						
	法人	全通貨	通貨ペア毎に証拠金率が設定されており、毎週1回証拠金率の見直しを行います。詳しくは当社ホームページをご確認ください。						
両 建	可能 ※両建時の必要証拠金は、同一通貨ペアにおいてMAX方式（売と買のポジションの証拠金の大きい方が適用）で計算します。								
発 注 上 限 額	1回あたりの発注上限額は100Lot（1000万通貨） ※ただし、約定数量分割の可能性あり								

追加証拠金 および 強制決済	追加証拠金判定時において、有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、追加証拠金が発生します。 強制決済判定時までに追加証拠金の解消が確認できないときは、お客様が所持する全てのポジションを順次強制決済させていただきます。 詳しくは、「4 証拠金について」の「追加証拠金および強制決済」をご覧ください。
ロスカット	有効証拠金が必要証拠金の75%以下になった時
最大同時 保有数上限	制限はございません
初回最低 入金額	個人、法人とも 10万円

※ 取引単位のKは1千通貨単位、Mは1百万通貨単位を表します。

1K=	0.01Lot=	1,000	(1千通貨)
10K=	0.1Lot=	10,000	(1万通貨)
100K=	1Lot=	100,000	(10万通貨)
1M=	10Lot=	1,000,000	(1百万通貨)

◆ 2WAYプライスの提示

当社では、インターバンク市場において取引されている最新の為替相場を参照し、当社が外国為替レートを提示いたします。外国為替レートはお客様の売値(BID) 買値(ASK)を同時に表示する2WAYプライスにより提示いたします。当社では通常、カバー取引先から提示されるレートを参考に当社基準によりレート提示を行っておりますが、指標等、相場急変時などにより、マーケットの実勢レートが提示できないと当社が判断したときは、レート提示を停止する場合があります。レート提示の再開は、当社がマーケットの実勢レートが提示できると判断した時点で再開します。レート提示を停止している間は、全ての注文の約定処理を停止することがあります。

当社がレート提示を停止している間の相場動向により、レート提示再開時点とレート提示停止時点とのレートが乖離する場合があり、再開後に証拠金維持率75%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があります。このとき、ロスカット執行は成行注文(詳しくは、「4 証拠金について 2、証拠金の差入れ」の「(6) ロスカットの取り扱い」をご参照ください。)で執行されるため、レート提示再開直後のレートとは異なる約定値となる可能性があります。その結果、預入証拠金以上の損失を被る可能性がありますが、当社ではその差額の補てんや約定の修正等は行いません。

また、当社の提示レートがマーケットの実勢レートから明らかにかい離したと認められる場合は、当該提示レートの訂正又は取り消しを行う場合があります。

◆ カバー取引

当社はお客様の注文が約定した際に当社において発生する為替変動リスクを回避するため、カバー取引を行っています。なお、市場の流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては前述の限りではなく、当社のカバー取引担当者の判断によりカバー取引を実施する場合があります。

3 取引の方法

1、決済(手仕舞い)の方法

お客様が保有する建玉を反対売買(転売、買戻し)することにより取引を終了いたします。この場合、決済によって発生した売買損益は直ちに取引口座に反映します。

2、ロールオーバー(決済日の繰越)

通貨の転売または買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日の米国夏時間：日本時間午前5時50分、米国冬時間：日本時間午前6時50分時点で自動的に翌営業日に繰り越します。

3、スワップポイント

保有している建玉をロールオーバーした時に発生する金利のことをスワップポイントといい、日々のスワップポイントの受払いは有効証拠金に反映され、建玉が決済された時に売買損益とともに口座残高に反映されます。

なお、1円未満のスワップポイントの受払いが発生した場合は、四捨五入後1円にならない金額は付与されません。予めご留意下さい。

また、スワップが複数日数分付与される日の場合、日数分乗算後に四捨五入されます。

(例)

0.1円の受け取り → 0円の受け取り。	0.9円の受け取り → 1円の受け取り。
0.1円の支払い → 0円の支払い。	0.9円の支払い → 1円の支払い。

4、ロスカットルール

お客様の証拠金維持率の監視をティック配信ごとに行い、証拠金維持率が所定の水準に達した場合、お客様の建玉は自動的に決済いたします。このことをロスカットルールといいます。詳しくは、「4 証拠金について 2、証拠金の差入れ」の「(6) ロスカットの取り扱い」をご参照ください。

5、取引時間

- 「取引可能時間」

米国夏時間：日本時間 月曜日午前6:05～土曜日午前5:50

米国標準時間：日本時間 月曜日午前7:05～土曜日午前6:50

当社及びカバー先が指定する特定日時、ならびにメンテナンス時間を除く。

- 「価格配信システムメンテナンス時間」（価格配信及びロールオーバー処理の時間）

システムの定期更新を行うため、以下の時間帯は、価格配信ならびにお取引が停止となります。

米国夏時間：日本時間 火曜日～土曜日 午前5:50～午前6:05

米国標準時間：日本時間 火曜日～土曜日 午前6:50～午前7:05

※ 土曜日、日曜日を利用してメンテナンスを行う場合があります。

- 「注文受付時間」

注文は取引可能時間内のみ対応しています。

※ 外国為替市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）または実質的に外国為替市場が休止となる日、または、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。

※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、または取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

- ◆ 取引プラットフォーム内の時刻（発注時間・約定時間等）は、以下の時間帯となります。

米国夏時間：GMT+3時間

米国標準時間：GMT+2時間

なお、日本標準時（JST）は、GMTに9時間を足した時刻です。

6、注文の種類と執行方法

- (1) 成行注文

当注文は、お客様が約定を優先するために行う注文で、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。

ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じることができる数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行

うため、お客様の注文が約定されず、失効する場合があります（部分的に約定する場合もあります。）。

また、お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に差が生じている場合がございます。当該差は、お客様端末と当社システムとの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けたあとの約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

(2) 指値注文（リミット・オーダー）

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、成行注文を執行します。（そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合があります。）

当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。

(3) 逆指値注文（ストップ・オーダー）

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、成行注文を執行します。（そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。）

当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。

(4) OCO (One side done then Cancel the Other order) 注文（オーシーオー・オーダー）

決済注文のみ2つの注文（(2) 指値、(3) 逆指値）を出すことができ、一方が約定したらもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文方法。おもに、利益確定の注文と、損切の注文を同時に発注しておくときに使います。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準は、それぞれ指値注文および逆指値注文に準じます。

(5) IF-DONE (If Done) 注文（イフダン・オーダー）

新規成行注文または新規指値注文または新規逆指値注文と、その注文が成立した時点で有効になる当該建玉の決済指値注文または決済逆指値注文を同時に発注する方法です。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準は、前述の成行注文、指値注文、逆指値注文に準じます。

(6) IFDOCO 注文（イフダン・オーシーオー・オーダー）

新規注文と、その注文が成立した時点で有効になる2種類の決済注文を同時に発注する方法です。上記で説明した OCO 注文と IF-DONE 注文との複合型になります。

新規注文が約定したら、決済注文を自動的に発注できる注文方法の一種で決済注文は OCO 方式によって発注する注文形態です。決済注文を同時に発注しておくときに使い、かつ利益確定と、損切を同時に発注しておくことができます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準は、前述の成行注文、指値注文、逆指値注文に準じます。

- (7) トレイリング・ストップ (Trailing Stop)
決済注文の逆指値注文を、相場の動きに合わせて連動するよう設定できます。
当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準は、前述の逆指値注文に準じます。
- (8) 建玉部分決済注文
保有する建玉のうち、任意の数量のみを指定して決済する事が出来る注文方法です。
- (9) 建玉選択決済注文
保有する複数の建玉から任意の建玉を選択して決済を行う注文方法です。

7、注意点

有効証拠金が必要証拠金を下回る場合、新規のポジションを持つことはできません。新規ポジションを所持したいときは、所持ポジションの必要証拠金額と新規ポジションの必要証拠金以上の証拠金をご入金いただくか、既にお持ちのポジションを決済し、必要証拠金を減少させ、有効証拠金から必要証拠金を引いた金額が、新規ポジションの必要証拠金以上となるようにしていただく必要があります。

追加証拠金判定時に有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、追加証拠金が発生します。
追加証拠金は、強制決済判定時までに解消してください。

強制決済判定時に追加証拠金の解消を当社が確認できない場合は、お客様が所持する全てのポジションを順次強制決済させていただきます。詳しくは、「4 証拠金について」の「追加証拠金および強制決済」をご覧ください。

また、米雇用統計などの重要な経済指標の発表や、週明けにおける為替レートの乖離、クリスマス休暇等の流動性低下による為替レートの急変で、証拠金維持率等が大幅に低下し、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して3営業日目の正午までに当社に差し入れていただく必要があります。期日までに不足金額の差し入れがなされない場合には、約款24条の記載どおり、年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を申し受けます。

また、当社の「俺のMT4」はお客様からの注文はすべてマーケットに流すため、スリッページの許容範囲の設定をしていただいても効果がありません。

8、推奨環境

当社とのパソコンによる取引の推奨環境は次のとおりです。

※OS	Windows 10/ Windows 11
※CPU	2 GHz以上
※RAM	2 GB以上
※回線速度	ブロードバンド

なお、推奨環境下であっても、使用機器の特性、不具合等による不良の余地があり、完全作動を保証するものではありません。

4 証拠金について

1、証拠金等に関する用語

証拠金に関する用語	証拠金に関する用語の説明
口座残高	入出金、実現したスワップポイント、実現した決済損益が反映されます。 口座残高 = 入金額 - 出金額 + 受取スワップポイント - 支払いスワップポイント + 売買益 - 売買損 - 取引手数料および助言報酬
有効証拠金	建玉がある場合の評価損益が反映されます。 有効証拠金 = 口座残高 ± 未決済損益 (建玉評価損益 ± 建玉スワップポイント - 取引手数料および助言報酬)
必要証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 ・個人の方の必要証拠金 新規取引金額 (想定元本) の 4%以上 必要証拠金 = 新規取引金額 (想定元本) × 4% ・法人の方の必要証拠金 新規取引金額 (想定元本) に各通貨ペア別の証拠金率を乗じた額以上。 必要証拠金 = 新規取引金額 (想定元本) × 各通貨ペアの証拠金率
余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を差し引いた金額を指し、余剰証拠金の範囲内で新たに建玉を保有することが可能です。 余剰証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金
証拠金維持率	有効証拠金に対する必要証拠金の比率を示し、新たに建玉を保有する、又はロスカットラインの目安として表示されます。 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 必要証拠金 × 100
追加証拠金 および 強制決済	追加証拠金判定時 (米国夏時間 : 日本時間午前 5 時 50 分、米国冬時間 : 日本時間午前 6 時 50 分) に有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、追加証拠金 (有効証拠金から必要証拠金を差し引いた不足金) が発生します。 追加証拠金は強制決済判定時までに、ご入金いただく方法や追加証拠金判定時に所持するポジションの決済により必要証拠金を減少していただく方法、前述の 2 つを合わせた方法により解消してください。 強制決済判定時 (追加証拠金判定時の翌銀行営業日、米国夏時間 : 日本時間午前 5 時 50 分、米国冬時間 : 日本時間午前 6 時 50 分) までに、当社がお客様の追加証拠金の解消を確認できないときは、お客様が所持する全てのポジションを順次強制決済させていただきます。 なお、翌営業日が銀行営業日でない場合は、追加証拠金判定は行いません。 追加証拠金判定時 追加証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金

※余剰証拠金の計算には指値注文分の必要証拠金は含まれません。

※余剰証拠金が不足すると、新規の注文を発注することはできません。

2、証拠金の差入れ

- イ) 店頭デリバティブ取引の注文をするときは、事前に取引の必要証拠金額以上の額を当社に差し入れていただきますが、入金は円貨のみの取扱となります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込みに限られます。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担とさせていただきます。当社指定銀行口座に平日午前 9 時から午後 3 時までに振り込まれた証拠金等については、入金を当社が認識し

た時点でお客様の取引口座に反映させるため、振込入金から取引口座へ反映させるまでの間、一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。それ以降に確認された入金額については原則翌営業日付にて処理します。

- 口) ご入金いただく際の振込名義人は取引口座名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、当社より返金のための銀行口座を確認させていただき、出金手数料540円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金、もしくはお客様自身で銀行に対して組戻依頼をお願い致します。組戻の際に発生する手数料はお客様負担とさせていただきます。
- ハ) 10,000円以上1,000,000円以下（一部提携金融機関をご利用の場合、10,000円以上99,999,999円以下）のご入金の場合、クイック入金をご利用頂けます。クイック入金による取引口座へのお振込みについては、ほぼリアルタイムでご入金が反映されますが、即座に入金が反映されることを当社が保証するものではありません。クイック入金における、お客様のお手続きの不備、通信回線状況の不具合、クイック入金提携銀行によるシステムメンテナンスやご利用可能時間の制約等により、取引口座への反映が遅延した場合、入金の反映が翌営業日以降になる場合がございます。その際のお客様に生じた機会利益の逸失、損失、費用負担等は当社では一切の責を負いません。
- 二) クイック入金にはメンテナンス時間がございます。メンテナンス時間中およびシステム障害時や臨時メンテナンス時間はご利用いただけませんのでご注意ください。
- 木) 当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。
※「クイック入金」とは、オンラインにて提携金融機関からお客様の取引口座に即座にお振込みができるサービスです。オンライン取引を行うにはネットバンク機能を有する必要があります。詳しくは当社カスタマーサポートまたは、ご利用予定の金融機関へお問い合わせ下さい。

(1) 必要証拠金額

個人の方の必要証拠金額は、各通貨ペアとも新規取引金額（想定元本）の4%以上です。法人の方の必要証拠金額は、新規取引金額（想定元本）に各通貨ペア別の証拠金率を乗じた額以上です。

(2) 証拠金の追加差入れ

追加証拠金判定時に、有効証拠金が必要証拠金を下回っていた場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金は強制決済判定時までに解消してください。

強制決済判定時に、当社がお客様の追加証拠金の解消を確認できないときは、お客様が所持する全てのポジションを順次強制決済させていただきますのでご注意ください。

詳しくは、「4 証拠金について」の「追加証拠金および強制決済」をご覧ください。

お客様の有効証拠金が必要証拠金の75%以下となったときは、ロスカットルールが適用されます。ロスカットルールが適用された場合でも、為替相場が急激に変動した場合、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して3営業日目の正午までに当社に差し入れてください。

なお、期日までに不足金額の差し入れがなされない場合には、年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を申し受けます。

(3) 証拠金の出金

口座残高を上限とし、お客様は全部または一部の出金を依頼することができます。

$$\text{出金可能額} = \text{有効証拠金} - \text{必要証拠金}$$

従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼金額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金受付日午後3時までの依頼は依頼受付当日から起算して4銀行営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金致します。出金時の出金手数料は月に5回まで当社で負担致しますが、出金予約額が10,000円未満の場合、または月に6回以上の出金に関しては出金手数料540円を差し引いた上で出金手続きを致します。

取引継続中に出金を行う際は残高に余裕を持って指図を行って頂けますようお願い申し上げます。

(4) 評価損益の取り扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益は、有効証拠金額に加減されます。

(5) 有価証券等による充当

有価証券等による証拠金への充当はできません。

(6) ロスカットの取り扱い

ロスカットラインである有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった場合、即時に全ての建玉を成行注文にて決済（ロスカットルール）いたします。

なお、証拠金維持率は以下の式より算出いたします。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{有効証拠金}}{\text{必要証拠金}} \times 100$$

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット取引を優先する場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。

ロスカットは、お客様の大切な資産を保全するための措置ですが、システム障害時や為替相場急変時等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託されている証拠金を上回る損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。特に週明けの為替相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がありますので、週を跨いで建玉を保有される場合はご注意ください。また、その原因が当社の責に帰すことができない事由については免責とします（詳しくは店頭デリバティブ取引約款、第28条を参照ください。）。万一の為替相場変動からお客様の保有している建玉を保持するためには、必要証拠金以上の余裕のある預託をお勧めします。

※ 未約定の新規指値・逆指値注文はすべて取り消されます。

5 決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売または買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭の額を授受します。

$$\{ \text{約定価格差} \times \text{円評価レート} \} \times \text{取引数量} \pm \text{累積スワップポイント}$$

(注) 約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。外国通貨で発生する損益については、売買時点の当社の定める転換レートにより円転し口座残高に即時に反映されます。

6 益金に係る税金

個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益から取引手数料・助言報酬及び口座管理料等の経費を差し引いた益金。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭デリバティブ取引で発生した損益は、法人税法が適用され、その法人の事業目的により営業損益、あるいは営業外損益として計上し、他の損益と合算して課税所得を計算することになります。また、未決済建玉につきましては、法人税法に則り、期末で評価替えを行ない、未実現の為替差損益に關しても計上し、申告しなければなりません。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失は7年間繰り越すことができます。
※復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様の店頭デリバティブ取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、管轄の税務署や国税庁タックスアンサーまたは税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

7 証拠金等の区分管理

お客様から預託を受けた証拠金は、楽天信託株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社と信託契約を締結し信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産はお客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる建玉評価損益の合計額となります。なお、楽天信託株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社の信託口座へ入金されるまでの間は、当社指定銀行口座の証拠金であることが名義により明らかな預金口座にて当社の固有財産とは区分して管理しております。

8 取引手数料が発生するグループでの取引について

取引手数料が発生するグループの口座をご利用の場合、EAの使用不使用等にかかわらず、新規建玉 1千通貨あたり1円から20円(1円刻み)の手数料がかかります。取引手数料が発生するグループの口座をご使用いただくには、当社指定の申込手続き等が必要です。本グループの口座ではEAの停止及び再開はいつでも可能で、手動でお取引いただくこともできます。EAの使用はお客様の判断で行ってください。

店頭デリバティブ取引の手続きについて

お客様が当社と店頭デリバティブ取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 口座開設の準備

- a. 契約締結前交付書面の交付を受ける
当社から店頭デリバティブ取引に係るご注意・契約締結前交付書面等が交付されますので、店頭デリバティブ取引の概要やリスクについて十分ご理解下さい。
- b. 店頭デリバティブ取引口座の申込み
店頭デリバティブ取引の開始に当たっては、契約締結前交付書面等をよく読まれ、ご理解された上でお申込み下さい。その際、本人確認書類およびマイナンバー書類をご提出していただきまます。

(2) 審査

当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、審査した後、当社が承諾した場合にのみ取引口座を開設させていただきます。なお、ご提出いただきました書類等に関してはご返却致しかねますのであらかじめご了承下さい。

(3) 審査基準に適合

お客様に「口座開設完了のお知らせ」を本人確認書類に記載されている住所へ簡易書留（転送不要）で郵送いたします。簡易書留を受け取られてから、ご入金が可能となります。

(4) 審査基準に不適合

お客様のご指定のE-mailアドレス又はご登録の住所宛に書面にて開設不可の旨をご連絡します。
審査の結果、お客様の口座開設を承諾しないこととした場合においては、その理由については、開示しないものとします。

(5) 証拠金の差し入れ

店頭デリバティブ取引を行う場合には事前に、取引の必要証拠金額以上の額を差し入れていただきます。当社が、証拠金を受け入れた時は、お客様に受領通知書として取引報告書で電磁的方法によりご報告致します。

(6) 注文の指示事項

店頭デリバティブ取引の注文をする時は、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 通貨ペア
- b. 新規取引または決済取引の別
- c. 売付取引または買付取引の別
- d. 注文数量
- e. 價格
- f. 執行条件（成行、指値、逆指値等）
- g. 注文の有効期間
- h. その他お客様の指示によることとされている事項

(7) 両建

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建」といいます。）は可能ですが、両建はお客様にとって、売値（BID）と買値（ASK）の差等のデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがあります。両建取引の必要証拠金額は、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉の証拠金が必要になります。

(8) 転売または買戻しによる建玉の決済

お客様が建玉を指示し、転売または買戻しを行うことで建玉が決済されます。そのため、お客様が決済建玉の指示を行わない場合は新規建玉注文扱いとなり、両建となります。

(9) 注文をした取引の約定報告

お客様が注文した取引が約定したときは、(13)に定める内容に従い当社は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書で電磁的方法によりご報告致します。

(10) 注文の有効期限

指値注文、逆指値注文の有効期限は、お客様が指定した日時とGTC（Good Till Cancel）の2種類ございます。

GTCの場合は、お客様の注文を当社が確認した時から、お客様が当該注文を取消し、その意思表示を当社が受領した時までとなります。

お客様が指定した日時の場合は、原則ご自身で以下の時間帯に勘案して設定をする必要がございます。

米国夏時間：GMT+3時間

米国標準時間：GMT+2時間

(11) 取引手数料・助言報酬・口座管理料

取引手数料及び口座管理料は、原則無料です。

取引手数料が発生するグループの口座でのお取引には、別に定める取引手数料または助言報酬がかかります。

1千通貨あたり、1円～20円（1円刻み）。

預け入れ証拠金が10億円を上回る場合、年利0.24%の口座管理料がかかります。

10億円を超過している日数に応じて計算を行い、月末に取引システムから引落させて頂きます。

予めご了承下さい。

(12) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、お客様の取引状況等をご確認いただくため、原則当社所定の電磁的方法によりお客様にご報告いたします。

(13) 電磁的方法による書面の交付

電磁的交付とは当社からお客様に交付することが義務付けられている各種書面を、紙等の書面に代えて電磁的な方法にて交付することです。

当社からの各種書面の交付を電磁的方法により受け取ることをご承諾頂く場合は、取引口座開設時に電磁的方法による旨のご承諾をして下さい。

ただし、お客様から紙等の書面による交付のお申し出があった場合、郵送にて書面による交付等を行いますが、必要経費（約款第13条1項の取引手数料等）を申し受けます。

※「取引報告書兼取引残高報告書兼証拠金受領通知書」は、取引が行われた都度または入出金等による預り金の増減があった都度、交付いたします。

※電磁的交付は、お客様が当社の取引システムへログインした後の頁でご確認いただけます。

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引、または顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。
- c. 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問しまたは電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為。（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の口座残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- e. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- f. 店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- g. 店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- h. 店頭デリバティブ取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- i. 店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと。
- k. 店頭デリバティブ取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- l. 店頭デリバティブ取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為。（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- n. 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- o. 店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。

- p. 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為。
- s. 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと。（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が、金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること。
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 当社の概要は次のとおりです。

商 号 FOREX EXCHANGE 株式会社
本 店 所 在 地 東京都中央区新川 2-6-8 YH ビル 5F
電 話 番 号 03-3537-2311
設 立 年 月 日 2004 年 11 月 15 日
資 本 金 466,700,000 円 (2022 年 10 月 7 日現在)
登 錄 番 号 金融商品取引業者登録 関東財務局長 (金商) 293 号
加入する協会 一般社団法人金融先物取引業協会 会員番号 1525
一般社団法人日本投資顧問業協会 会員番号 012-02866

(2) お客様相談窓口

お客様のお取引についてお気づきの点がございましたら、お客様相談窓口までご連絡ください。
受 付 時 間 平日午前 10:00～午後 5:00
窓 口 お客様相談窓口
受 付 方 法 電話 0120-555-729 FAX 03-3537-2312
E - m a i l support@forex-exchange.co.jp

(3) 当社以外の相談窓口苦情処理・紛争解決について

金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)
電 話 番 号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
U R L <https://www.finmac.or.jp/>
東 京 事 務 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
大 阪 事 務 所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル
業 務 時 間 月～金曜日
午前 9:00～午後 5:00(休日を含む祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

店頭デリバティブ取引に関する主要な用語

・相対取引（あいたいとりひき）

金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。

・約定（やくじょう）

取引が成立することです。

・IFD注文（If Done ちゅうもん）

新規注文を発注する際に同時に決済注文も発注することができる注文方法のことです。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

・OCO注文（One Cancel the Other ちゅうもん）

同時に2つの注文を発注することができる注文方法のことです。片方が約定した時点で他方の注文が取り消されます。

・IFO注文（If done OCO ちゅうもん、IFD+OCO）

IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことです。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

・買値（ASK）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることです。（オファーともいいます。）お客様はその価格で買付けることです。

・売値（BID）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることです。お客様はその価格で売り付けることです。

・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済していないものをいいます。

・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済していないものをいいます。

・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を決済する）ために行う買付取引をいいます。

・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を決済する）ために行う売付取引をいいます。

・外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または外国為替証拠金取引のことです。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・**差金決済（さきんけっさい）**

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法のことです。

・**証拠金（しょうこきん）**

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

・**スリッページ**

注文時の表示価格と実際の約定価格との差額です。

・**スワップポイント**

外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・**追加証拠金（ついかしょうこきん）**

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金のことです。

・**デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）**

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

・**店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）**

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・**特定投資家（とくていとうしか）**

デリバティブ取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができます、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

・**成行注文（なりゆきちゅうもん）**

約定を優先して売買する注文方法のことです。発注後の売買可能な直近価格にて約定します。買い注文であれば買値（ASK）以上、売り注文で売値（BID）以下の約定となります。約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

・**値洗い（ねあらい）**

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いと呼びます。

・**ヘッジ取引（へっじとりひき）**

現在保有または将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引のことです。

・**両建（りょうだて）**

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

両建は、お客様にとって、売値（BID）と買値（ASK）の差、支払いのスワップポイントと受け取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがあります。

す。両建取引の必要証拠金額は、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉の証拠金が必要になります。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することです。ただし、ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動等、為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

・ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことです。

FOREX EXCHANGE 株式会社
www.forex-exchange.co.jp
番号 0120-555-729

店頭デリバティブ取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

施行 2024年9月27日